

つなぐ



袋井特別支援学校
支援連携課便り⑦
令和5年1月10日

本校の児童生徒が最も多く利用している福祉サービスが「放課後等デイサービス」です。児童生徒や保護者のニーズに応え急増しています。今回は学校に身近な「放課後等デイサービス」の概要をお伝えします。

<放課後等デイサービスとは？>

学校に通う障害児が、主に放課後や休日、長期休暇中に、生活能力向上のための療育を継続的に受けることで自立を目指す場であり、放課後等の居場所となる場です。放課後等デイサービスは児童福祉法上の障害児福祉サービスとして、平成24年の改正で設置されました。

<対象> 障害のある小学校1年生から高校3年生の児童生徒。

<サービス内容>

個別支援計画に基づいた療育プログラム、学習指導、集団遊び
SST、創作的活動、作業活動、地域交流、余暇など。



<料金>

サービス利用料金の1割（9割は自治体が負担）

（1回あたり750円～1,200円程度。世帯の収入ごとに負担額の上限月額があります。）

<放課後等デイサービスの特徴>

① ひとりひとりに合わせた療育

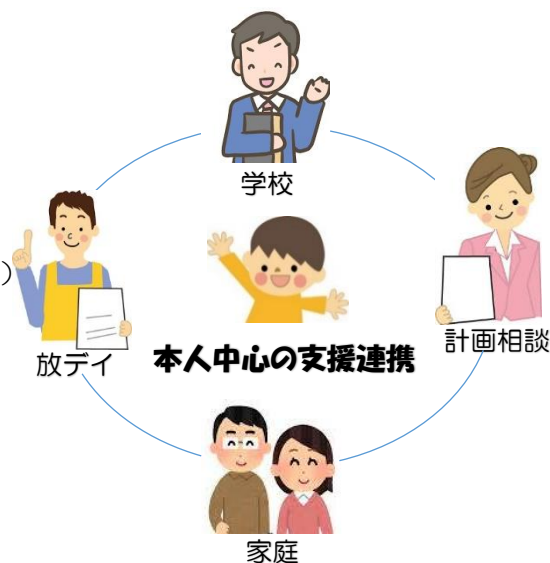
個別支援計画で個々の課題にあわせたプログラムが設定されています。

② 家族のサポーターとしての役割

児童生徒が放課後等デイサービスを利用する間に保護者が自分のための時間を過ごしたり、家事や兄弟のお世話をしたりすることもできます。

<放課後等デイサービスの利用の手続き>

- ①各市町の福祉課に相談
- ②放課後等デイサービスの見学
- ③福祉課と面接
- ④サービスの申請（利用にあたり療育手帳などの取得は不要）
- ⑤障がい児支援利用計画作成
- ⑥受給者証の発行
- ⑦事業所（放デイ）との契約
- ⑧事業所（放デイ）での個別支援計画作成
- ⑨利用開始



事業所ごとにサービスや療育の内容も様々です。ニーズに合った事業所選びが大切ですね。



学校、計画相談、放デイはそれぞれに計画に沿って支援を進めています。

次回：卒業後に利用できる障害福祉サービスの概要